

事務連絡
令和8年2月27日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局） 御中
各国土交通大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 御中

国設置専用水道の設置者 御中
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

コンクリート構造物の点検及び修繕の適切な実施について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき御礼申し上げます。

「改正水道法等の施行について」（薬生水発 0930 第1号令和元年9月30日）のとおり、平成30年の水道法の一部改正を受け、適切な資産管理の推進の観点から、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）が行う水道施設の維持及び修繕に関する基準として、水道施設のうち、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なもの（以下「コンクリート構造物」という））にあってはおおむね5年に1回以上の適切な頻度での点検を行うこと、また、水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること、とされております。

今般、令和元年10月1日の改正水道法施行から4年以上が経過した令和5年度末時点での調査（簡易水道を除く水道事業者及び水道用水供給事業者が対象）において、上記の対象となるコンクリートの構造物の点検を実施している水道事業者及び水道用水供給事業者のうち、20.8%の事業者がコンクリート構造物を有しているにも関わらず点検を行っていない、点検を実施し修繕等の措置が必要となった水道事業者のうち10.5%の事業者は修繕を実施できていない、との回答でした。

つきましては、コンクリートの構造物の点検を実施していない、又は修繕等の措置を実施していない水道事業者等におかれましては、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン」を参考に、速やかに適切な対応を取るようお願いいたします。

なお、今後、各コンクリート構造物の点検及び修繕等の詳細な実施状況について、調査を予定しておりますのでご注意ください。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者並びに町村に対して、各市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に対して、上記内容について周知いただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先（令和7年度）】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

担当 濱田、猪股、岸本、小泉

Mail hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

TEL 03-5253-8111（内線 34439、34436）